

浄化槽水質検査項目、検査方法などの告示案 環境省



環境省は平成19年5月8日、浄化槽の水質検査項目、検査方法などを示す告示案を公表し、この案について19年6月6日まで意見募集をすることになりました。

【背景】

浄化槽法では、浄化槽設置者に、都道府県知事が指定した指定検査機関による浄化槽の水質検査実施を義務づけており、これらの検査項目、方法などは環境大臣が定めることが「環境省関係浄化槽法施行規則」に規定されています。この規定を踏まえ、環境省では、今回、浄化槽水質に関する検査の項目、方法等を定める告示を制定することになりました。

【告示案概要】

都道府県知事が指定した指定検査機関の行う水質に関する検査（浄化槽法第7条及び第11条に規定される設置後等の水質検査及び定期検査）について、検査の項目、方法等を定めるものです。

これらの告示について環境省は19年10月1日から施行したい考えですが、現時点においてこの告示案の内容により、現在各都道府県で行われている浄化槽の水質検査の内容が変更されるわけではありません。

当社では、BOD など浄化槽水質検査についても長年の分析実績があります。ぜひ一度ご相談下さい。

資料 2007年5月8日付 EIC ネット
2007年5月8日付 環境省ホームページ

水質分析箇所 江上泰邦